

平成25年1月23日

各 位

遠州信用金庫

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応について

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来します。当金庫としては、中小企業金融円滑化法の期限到来後もこれまでと変わることなく、下記の通り対応いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 当金庫はお客様から資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと変わることなく、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けた支援や円滑な資金供給に努めます。
2. 当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・紹介を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めます。
3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれのお客様の経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、時間をかけて取組み支援いたします。

以上

【お問い合わせ窓口】

ご相談窓口	① 本部企業サポート部	連絡先053-472-2128
	② えんしん相談センター	連絡先0120-046-022
	③ 最寄りの本店または営業店内「金融円滑化相談窓口」 (店舗案内から電話番号をご確認ください)	
ご相談時間	① 本部企業サポート部	月～金 9:00～17:00
	② えんしん相談センター (住宅ローン)	月～金 9:00～17:00 土 9:00～17:00
	③ 最寄りの本店または営業店内「金融円滑化相談窓口」 当金庫営業日 9:00～17:00 15:00以降の相談につきましては電話連絡をいただき対応いたします	